

会計年度任用職員（心理士・補助業務） 登録案内

和泉市会計年度任用職員として採用する方を下記のとおり募集します。

本募集案内はふたば幼児教室の保育業務等に従事する会計年度任用職員を募集するもので、申し込んだ方を登録し、選考の上、採用候補者に個別に連絡します。申し込んだ方の全員に採用可否を連絡するものではありませんのでご注意ください。

また、申込書の記載事項が正しくないこと等が判明した場合、採用を取り消すことがあります。

1 職務内容

ふたば幼児教室での心理士業務、パソコンによる事務業務等

2 申込資格

対 象 者：65歳未満（任用開始時点）

資格要件： **公認心理士（または臨床心理士の認定）資格を有する人**
普通自動車運転免許を有している人（ペーパードライバー不可）

欠格事項：次のいずれかに該当する人は申し込むことができません

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 和泉市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件

任用期間：令和8年3月31日まで（ただし業務の発生状況より任用期間は異なる）

勤務場所：ふたば幼児教室または第2ふたば幼児教室

勤務日数：月曜日から金曜日の週5日勤務

休 日：土・日・祝日

勤務時間：9時00分～17時15分

休 暇：年次有給休暇（任用期間に応じて最大20日）、特別休暇など

報 酬 額：**月額315,900円**

通勤補助：上限5,600円／月（自宅から勤務場所までの距離によります。）

社会保険等：雇用保険、健康保険、厚生年金、市条例による公務災害補償（または労災保険）

※各種保険等は勤務時間数等により未加入となる場合があります。

※上記は令和7年1月時点のものであり、条例等の改正により変更される場合があります。

4 選考方法

申し込んだ方を採用希望者として登録し、その中から順次書類選考により採用候補者を決定し、個別に連絡します。
その際に面接試験を行う場合があります。

採用希望者登録の有効期限は提出後1年とします。

5 応募方法・期限

随時、次の書類を郵送または持参にて、下記「提出先」へ提出してください。

提出書類：①別紙「会計年度任用職員（補助業務）申込書」

②申込資格を証明する書類（資格証明書、免許等）の写し

提出先：令和7年5月2日まで

〒594-0071 大阪府和泉市府中町四丁目20番4号 和泉市立総合福祉会館内 ふたば幼児教室
令和7年5月7日以降

〒594-0071 大阪府和泉市府中町四丁目11番23号 庁舎第一分館内 ふたば幼児教室

6 問合せ

和泉市立ふたば幼児教室（電話：0725-43-9111）